

議案第71号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

次のおおり職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例による給与は、職員（前条に掲げる職員のうち常時勤務を要するもの及び短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）にあつては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、産業教育手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、特勤手当に準ずる手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては、第16条の14の定めるところによる。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例による給与は、職員（前条に掲げる職員のうち常時勤務を要するもの及び短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）にあつては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、特勤手当に準ずる手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては、第16条の14の定めるところによる。</p>
---	--

<p>第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条第2項から第4項まで、第6項、第7項及び第11項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条第2項から第4項まで、第6項、第7項及び第11項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</p> <p>2 略</p>
--	--

第11条の2及び第11条の3 削除

(産業教育手当)

第11条の2 産業教育手当は、農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程を置く高等学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師（常勤の者及び短時間勤務職員に限る。）で高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習、工業若しくは工業実習又は商船若しくは商船実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第2項の規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業、工業実習、商船又は商船実習を担任する主幹教諭、指導教諭又は教諭の職にあることができる者を含む。）が、当該農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目を主として担任する場合に支給する。

2 前項に規定する高等学校の実習助手であつて人事委員会規則で定める者が、当該高等学校の農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業、電波

又は商船に関する科目について教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、産業教育手当を支給する。

3 前2項に規定する産業教育手当の月額は、18,000円（定時制通信教育手当の支給を受ける者にあつては、11,000円）とする。

4 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により勤務時間が定められた者にあつては、前項に規定する額（定年前任用短時間勤務職員にあつては、月額12,600円（定時制通信教育手当の支給を受ける者にあつては、7,700円））にその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第11条の3 削除

(勤務1時間当たりの給与額の算出)	(勤務1時間当たりの給与額の算出)
<p>第16条 略</p>	<p>第16条 略</p>
<p>2 第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額、在宅勤務等手当の月額、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額、定時制通信教育手当の月額及び特勤手当に準ずる手当の月額、産業教育手当の月額、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額、定時制通信教育手当の月額及び特勤手当に準ずる手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数）を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委員会規則で定める額を加算した額とする。</p>	<p>2 第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額、在宅勤務等手当の月額、<u>産業教育手当の月額</u>、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額、定時制通信教育手当の月額及び特勤手当に準ずる手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数）を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委員会規則で定める額を加算した額と</p>

する。

附 則

1～8 略

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第12項及び第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

10 前項の規定の適用を受ける職員に対する第11条の2第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「18,000円」とあるのは「12,600円」と、「11,000円」とあるのは「7,700円」とす

附 則

1～8 略

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第11項及び第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

<p><u>11</u> 前2項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>12</u> 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び<u>附則第16項</u>において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に<u>附則第9項</u>の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び<u>附則第14項</u>において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、<u>附則第9項</u>の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月</p>	<p><u>10</u> 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>11</u> 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び<u>附則第15項</u>において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に<u>附則第9項</u>の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び<u>附則第13項</u>において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、<u>附則第9項</u>の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月</p>
---	--

<p>額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> 略</p> <p><u>15</u> 附則第13項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、<u>附則第13項中「前項」とあるのは「第14項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>16</u> 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、<u>附則第12項</u>に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、<u>附則第12項及び第13項</u>の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p><u>17</u> 附則第12項、<u>第14項</u>又は前項の規定による給料を支給される</p>	<p>額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> 附則第12項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、<u>附則第12項中「前項」とあるのは「第13項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>15</u> 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、<u>附則第11項</u>に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、<u>附則第11項及び第12項</u>の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p><u>16</u> 附則第11項、<u>第13項</u>又は前項の規定による給料を支給される</p>
--	--

<p>職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると思われる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p><u>18</u> 附則第12項、<u>第14項</u>又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する<u>第16条</u>の4第5項（<u>第16条</u>の7第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、<u>第16条</u>の4第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と<u>附則第12項</u>、<u>第14項</u>、<u>第16項</u>又は<u>第17項</u>の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p><u>19</u> 略</p>	<p>職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると思われる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p><u>17</u> 附則第11項、<u>第13項</u>又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する<u>第16条</u>の4第5項（<u>第16条</u>の7第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、<u>第16条</u>の4第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と<u>附則第11項</u>、<u>第13項</u>、<u>第15項</u>又は<u>第16項</u>の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p><u>18</u> 略</p> <p><u>19</u> 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、<u>附則第11項</u>の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>
<p><u>20</u> 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、<u>附則第12項</u>の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	<p>職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると思われる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p><u>17</u> 附則第11項、<u>第13項</u>又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する<u>第16条</u>の4第5項（<u>第16条</u>の7第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、<u>第16条</u>の4第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と<u>附則第11項</u>、<u>第13項</u>、<u>第15項</u>又は<u>第16項</u>の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p><u>18</u> 略</p> <p><u>19</u> 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、<u>附則第11項</u>の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>

21 略

20 略

22 略

21 略

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(夜間定時業務兼務手当) 第9条 略			(夜間定時業務兼務手当) 第9条 略		
2 前項の手当の額は、授業1時間につき <u>1,300円</u> とする。			2 前項の手当の額は、授業1時間につき <u>600円</u> とする。		
(種雄牛馬等取扱手当)			(種雄牛馬等取扱手当)		
第11条 種雄牛馬等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。			第11条 種雄牛馬等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。		
(1) 畜産試験場又は中小家畜試験場に勤務する職員が種雄牛馬若しくは種雄豚の自然交配若しくは精液の採取若しくはこ			(1) 畜産試験場若しくは中小家畜試験場又は倉吉農業高等学校に勤務する職員が種雄牛馬若しくは種雄豚の自然交配若し		

<p>これらの作業の準備のため種雄牛馬若しくは種雄豚を御する作業に従事したとき、又は恒温室において精液の保存処理の作業に従事したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第19条 特殊現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 職員が地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所（治山工事、防災工事、橋りょう工事その他の土木工事にあつては、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所に限る。以下この号において「高所」という。）で行う工事の監督、検査、測量若しくは調査その他これに類する業務又は高所で行う大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づくばい煙若しくは粉じんの測定の業務に従事したとき。</p>	<p>くは精液の採取若しくはこれらの作業の準備のため種雄牛馬若しくは種雄豚を御する作業に従事したとき、又は恒温室において精液の保存処理の作業に従事したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第19条 特殊現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 職員が地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所（治山工事、防災工事、橋りょう工事その他の土木工事にあつては、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所に限る。以下この号において「高所」という。）で行う工事の監督、検査、測量、調査若しくは実習の指導その他これに類する業務又は高所で行う大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づくばい煙若しくは粉じんの測定の業務に従事したとき。</p>
---	--

<p>(2)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶと きに支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>高等学校において行われる実習に係る業務（科目の特殊性に基づき特に必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものに限る。）</u></p>	<p>(2)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶと きに支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>次に掲げる業務のうち勤務時間が割り振られている日（休日等に当たる日を除く。）の午後8時から翌日の午前8時までの間又は週休日若しくは休日等に行われるもの</u></p> <p>ア <u>農場等の管理業務</u></p>
--	--

<p>イ <u>家畜及び家畜舎等の管理業務</u></p> <p>ウ <u>家畜等の分娩の補助に係る業務</u></p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号から第4号まで及び<u>第6号の業務</u> 次に掲げる業務に従事した時間（人事委員会規則で定める時間に限る。）の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 1時間以上2時間未満 <u>900円</u></p> <p>イ 2時間以上3時間未満 <u>1,800円</u></p> <p>ウ 3時間以上4時間未満 <u>2,700円</u></p> <p>エ 4時間以上5時間未満 <u>3,600円</u></p> <p>オ 5時間以上6時間未満 <u>4,500円</u></p> <p>カ 6時間以上 <u>5,400円</u></p> <p>(3) 前項第5号の業務 業務に従事した日1日につき<u>900円</u></p>	<p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号から第4号までの業務 次に掲げる業務に従事した時間（人事委員会規則で定める時間に限る。）の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 1時間以上2時間未満 <u>1,300円</u></p> <p>イ 2時間以上3時間未満 <u>2,600円</u></p> <p>ウ 3時間以上4時間未満 <u>3,900円</u></p> <p>エ 4時間以上5時間未満 <u>5,200円</u></p> <p>オ 5時間以上6時間未満 <u>6,500円</u></p> <p>カ 6時間以上 <u>7,800円</u></p> <p>(3) 前項第5号の業務 業務に従事した日1日につき<u>1,300円</u></p> <p>(4) <u>前項第6号の業務</u> 業務に従事した日1日につき<u>300円</u></p>
---	--

3 略

(教育業務連絡指導手当)

第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に所属する指導教諭、教諭又は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たたる主任等である職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する指導教諭、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

小学校	教務主任、学年主任、保健体育主事、 <u>研修主事</u> 、 <u>生徒指導主事</u> 又は人権教育主任
中学校又は義務教育学校	教務主任、学年主任、保健体育主事、 <u>研修主事</u> 、 <u>生徒指導主事</u> 、 <u>進路指導主事</u> 又は人権教育主任
高等学校	教務主任、学年主任、保健体育主事、 <u>研修主事</u>

3 略

(教育業務連絡指導手当)

第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に所属する指導教諭、教諭又は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たたる主任等である職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する指導教諭、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

小学校	教務主任、学年主任、保健体育主事又は人権教育主任
中学校又は義務教育学校	教務主任、学年主任、保健体育主事、 <u>生徒指導主事</u> 、 <u>進路指導主事</u> 又は人権教育主任
高等学校	教務主任、学年主任、保健体育主事、 <u>生徒指導主事</u>

特別支援学校	事、生徒指導主事、進路指導主事、人権教育 主任、学科主任又は農場長 教務主任、学年主任、保健体育主事、 <u>研修主</u> 事、生徒指導主事、進路指導主事、人権教育 主任、学科主任又は寮務主任
特別支援学校	導主事、進路指導主事、人権教育主任、学科 主任又は農場長 教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指 導主事、進路指導主事、人権教育主任、学科 主任又は寮務主任

2 略

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給与条例の適用除外等) 第8条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。 以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条の2から 第9条まで、第9条の5、 <u>第11条の2</u> 、第11条の6、第13条か	(給与条例の適用除外等) 第8条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。 以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条の2から 第9条まで、第9条の5、第11条の6、第13条から第15条まで

ら第15条まで及び第16条の8の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 略

及び第16条の8の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）及び暫定再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第11条の2第4項の規定を適用する。